

国土交通省

令和5年度

地方空港受入環境整備事業費補助金

(国際線の新規就航・増便又は運航再開便に係る着陸料補助・経費補助)

【応募要領】

令和5年3月

(航空局総務課企画室・航空ネットワーク部航空ネットワーク企画課)

〔目 次〕

1. 事業の目的
2. 補助対象事業者
3. 補助対象経費
4. 補助率
5. 応募件数
6. 応募手続きの概要
7. 審査結果の通知等
8. 交付決定
9. 補助金の交付
10. 交付決定後の注意事項
11. 反社会的勢力との関係が判明した場合
12. その他

1. 事業の目的

「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成28年3月）において、訪日外国人旅行者数を2030年に6,000万人にする等の新たな目標が定められ、その実現に向けては、訪日外国人を大都市圏のみならず、地方へ誘客することが大変重要とされています。

以下、「3. 補助対象経費」に掲げる経費を対象として補助金の交付を行うことにより、地方空港へのLCC等の国際線の就航を強力に推進することを目的とします。

※ 本補助金の応募は、令和5年度当初予算成立後、速やかに事業を開始できるようにするため、当初予算成立前に募集の手続を開始するものです。補助対象者の決定や予算の執行は、令和5年度当初予算の成立が前提となりますので、ご了承ください。

※ 本補助金の交付は、予算の範囲内で行うものとします。また、その対象となる事業の実施に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等の規定が適用されるほか、地方空港受入環境整備事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」といいます。）に従って行うものとします。

2. 補助対象事業者

本補助金の補助対象事業者は、航空運送事業者とします。

3. 補助対象経費

本補助事業の種目毎の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」といいます。）は、以下のAからCの条件すべてを満たす、以下の（1）及び（2）の経費とします。

- A. 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- B. 令和5年4月1日以降の経費
- C. 証拠書類・見積書等によって契約・支払金額が確認できる経費

（1）地方空港受入環境整備事業費補助金

（国際線の新規就航・増便又は運航再開便に係る着陸料補助）

訪日誘客支援空港（区分2、区分3又は区分4）である地方管理空港等又はコンセッション空港に着陸する国際線にかかる航空機に係る本則の着陸料（補助金の交付を受けようとする会計年度に発生したものに限る。）（以下、「着陸料」という。）。

※補助対象となる便は以下のいずれかに該当する便のことを言う。

①新規就航又は増便

平成29年夏ダイヤ以降に増加（新規就航を含む。以下同じ。）した便（当該増加から3年を経過していないものに限る。）に使用されるものに限る。

※1）新規就航又は増便する日の属する月の1年前の月から新規就航又は増便する日の属する月の前月までを基準期間とし、事業計画又は運航計画書（以下、「運航計画等」といいます。）において

設定された各月の運航回数が、基準期間における同月よりも増加している場合の当該増加分を補助の対象とします。ただし、下記については、各月の運航回数を、基準期間における同月よりも増加している場合の当該増加分とみなすことができます。

① 新規就航する定期便

(チャーター便の継続的な運航の開始から1年を超えた後に移行した場合を除く。)

② 東アジア4都市(ソウル、台北、上海、香港)以外の都市に存する空港との間を運航するチャーター便

※2) 令和元年度の訪日誘客支援空港の申請がされ、令和4年度に、新たに補助の対象となった空港については、「平成29年夏ダイヤ以降に増加(新規就航を含む。以下同じ。)した便」を「令和元年夏ダイヤ以降に増加(新規就航を含む。以下同じ。)した便」と読み替えることとする。

②運航再開便

令和元年度において運航していた便であって、新型コロナウイルス感染症の影響によって運休し、その後運航を再開した便。

※支援期間は支援開始日(令和4年度に本補助金の交付を受けている便については、令和4年度の支援開始日)から原則6か月とする。但し、予算の都合等により、支援期間を変更する場合がある。

注1) 補助対象期間は、令和5年4月1日から令和6年2月28日までとします。

注2) 運航時期に大きな偏りが生じる場合(大幅な増便の直後に大幅な減便が行われる場合など)などには、その一部について補助の対象としないことがあります。(但し、新型コロナウイルス感染症の影響によって、予期せず運航時期に大きな偏りが生じてしまった場合は除く。)

(2) 地方空港受入環境整備事業費補助金

(国際線の新規就航・増便、又は運航再開便に必要な経費補助)

訪日誘客支援空港(区分1、区分2又は区分3)における国際線に係る下記の経費(補助金の交付を受けようとする会計年度に発生したものに限る。)(以下「新規就航等に係る経費」という。))

- ① 事務所、チェックインカウンター、チェックイン機の設置・増設経費
- ② 事務所、チェックインカウンター、チェックイン機等のターミナル施設の使用に係る経費
- ③ 旅客サービス、ランプサービス等のグランドハンドリング経費

注1) 補助対象経費は、航空運送事業者が、当該空港において「新規就航・増便又は運航再開便に必要な経費」です。新規就航、増便又は運航再開する以前から発生している経費(金額)は対象となりません。事務所費用等運航再開前に発生している経費で運航再開後も継続して発生する経費は、運航再開日以降が補助の対象となります。

注2) 補助対象となる便の考え方は、(1) ※及び注2) 記載の考え方に同じとします。

注3) ①は、設置・増設に必要な経費であり、機器購入費・工事費とします。備品類(机・椅子・棚等)

は対象となりません。

注4) ②は、ターミナル施設を使用するため支払う経費（賃料・使用料）とします。保安検査経費、水道光熱費・通信費は対象となりません。

注5) 給油経費は対象となりません。

注6) 遅延に対する割増料金等のイレギュラー費用は対象となりません。

注7) 補助対象期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとします。

但し、交付要綱に定める完了実績報告書及び添付書類（請求書・領収書等。内訳等を用いて対象が客観的にわかるようにすること。）が、期日（事業完了日から1ヶ月経過又は令和4年4月10日のいずれか早い日）までに完備されなければなりませんので、御留意ください。完備が難しいと思われる場合には、可能な期間を設定してください。

4. 補助率

(1) 地方空港受入環境整備事業費補助金（国際線の新規就航、増便又は運航再開便に係る着陸料補助）

① 訪日誘客支援空港（区分2）

着陸料について地方公共団体等の補助する額又は減免する額以内で、かつ、補助対象経費に $2/5$ を乗じて得た額以内の額

② 訪日誘客支援空港（区分3）

着陸料について地方公共団体等の補助する額又は減免する額以内で、かつ、補助対象経費に $1/3$ を乗じて得た額以内の額

③ 訪日誘客支援空港（区分4）

着陸料について地方公共団体等の補助する額又は減免する額以内で、かつ、補助対象経費に $1/4$ を乗じて得た額以内の額

※ 国の補助金の額は、補助対象経費から着陸料について地方公共団体等の補助する額を除いた額又は地方公共団体等による減免後の着陸料の額を超えないものとします。

また、着陸料について地方公共団体等の補助する額又は減免する額が補助対象経費に $1/3$ 又は補助率を乗じて得た額いずれかに満たない場合には、国は補助しないものとします。

(2) 地方空港受入環境整備事業費補助金（国際線の新規就航、増便又は運航再開便に必要な経費補助）

① 訪日誘客支援空港（区分1及び区分2）

新規就航等に係る経費について地方公共団体等の補助する額又は減免する額以内で、かつ、補助対象経費に $1/3$ を乗じて得た額以内の額

② 訪日誘客支援空港（区分3）

新規就航等に係る経費について地方公共団体等の補助する額又は減免する額以内で、かつ、補助対象経費に $1/4$ を乗じて得た額以内の額

※ 国の補助金の額は、補助対象経費から新規就航等に係る経費について地方公共団体等の補助する額を除いた

額を超えないものとし、1空港につき5,000万円を限度とします。また、新規就航等に係る経費について地方公共団体等の補助する額が補助対象経費に補助率を乗じて得た額に満たない場合には、国は補助しないものとし、

「新規就航等に係る経費について地方公共団体等の補助する額」とは、地方公共団体（又は空港法第14条に規定する協議会その他の協議会及びその構成員）から航空運送事業者に対する新規就航又は増便に対する補助金であり、補助対象経費（3.（2）①～③）の内容に充当する金額をいいます。（添付書類である「地方公共団体等の補助（予定）額を確認出来る書類」において、当該金額が確認できるようにしてください。）」

5. 応募件数

書類等の提出は、路線ごとに以下の区分ごとに1件とします。

（応募に限らず、交付申請等の以降の手続についても同様とします。）

- ① 地方空港受入環境整備事業費補助金
（国際線の新規就航・増便又は運航再開便に係る着陸料補助）
- ② 地方空港受入環境整備事業費補助金
（国際線の新規就航・増便又は運航再開便に必要な経費補助）

6. 応募手続きの概要

（1）応募期間

- ① 地方空港受入環境整備事業費補助金（国際線の新規就航、増便又は運航再開便に係る着陸料補助）

令和5年3月9日から令和6年1月20日まで

- ② 地方空港受入環境整備事業費補助金（国際線の新規就航又は増便に必要な経費補助）

令和5年3月9日から令和6年2月20日まで

※ 予算の都合等により、応募期間を短縮する場合があります。

（2）提出期限

補助対象となる路線が新規就航、増便又は運航再開する日の属する月の前月20日まで

（※新規就航、増便又は運航再開する日以前に地方公共団体等による補助又は減免制度が定められている場合であって、当該新規就航、増便又は運航再開する日より後の日から国による補助を受けようとする場合（当該新規就航、増便又は運航再開する日に国による補助が生じ得る場合を除く。）は、地方公共団体等による補助又は減免の開始日の属する月の前月20日までとします。

※「国際線の新規就航、増便又は運航再開に必要な経費補助」について、季節的事情により新規就航等に係る経費の生じる時期が新規就航又は増便する日と著しく乖離するため、地方公共団体等による補助の開始日が当該新規就航又は増便する日より後の日となる場合は、当該補助の開始日の属する月の前月20日までとします。（これらの場合、経緯等が分かる資料を併せて提出してください。）

※但し、やむを得ない事情により上記の提出期限に間に合わない旨を、本要領記載の提出先に新規就航、増便又は運航再開する日の1か月前までに予め連絡した場合に限り、提出期限を新規就航、増便又は運航再

開する日の2週間前までとします。

※ 記載内容等に不備がある場合は応募できませんので、補助対象事業者は、事前に地方公共団体等の訪日誘客支援空港担当者を通じ、航空局総務課企画室又は航空ネットワーク部航空ネットワーク企画課の確認を受けた上で提出してください。(原則として、以降の諸手続も同様です。)電子メールで確認を受ける場合は、ファイル名に必ず「ドラフト」とご記載下さい。

※ 地方公共団体等の訪日誘客支援空港担当者は、記載内容等が交付要綱及び応募要領に適合していることを確認してください。

(3) 提出先 (お問い合わせ先)

① 地方空港受入環境整備事業費補助金

(国際線の新規就航、増便又は運航再開便に係る着陸料補助)

航空局総務課企画室

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

電話03-5253-8695

メール hqt-honichi@gxb.mlit.go.jp

② 地方空港受入環境整備事業費補助金

(国際線の新規就航、増便又は運航再開便に必要な経費補助)

航空局航空ネットワーク部航空ネットワーク企画課

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

電話03-5253-8715

メール hqt-honichishien2@gxb.mlit.go.jp

(4) 提出書類等

① 要望書 (正本1部)

本交付要領で指定する要望書様式1 (別紙様式1を含む。)を必ず使用してください。

② 補助対象経費の算出資料 (正本1部)

積算資料等を提出してください。

※ 国際線の新規就航、増便又は運航再開便に係る着陸料補助については、運航に用いる機材の騒音値・最大離陸重量などを明らかにするとともに、着陸料の算定方法、運航計画等の年間の運航スケジュールが分かる資料を提出してください。(増便した場合については、増便前の当該資料も添付してください。)

③ 電子データ (1式)

①・②の電子データをメール等により提出してください。なお、①については、Excel形式、

②についてはPDF形式により提出してください。

※ 提出書類等は、全て日本語で記載されたものとします。やむを得ず外国語の書類を提出する場合は、日本語による訳文を添付してください。

(5) 提出方法

書類等は、以下いずれかの方法で提出してください。印を押印する場合は必ず②でご提出下さい。

① 電子メールによる提出

以下ルール等に則り、PDF一式にしたデータと6(4)①規定の電子データを提出下さい。

- ・宛先：6(3)に記載のメールアドレス
- ・件名：【訪日】(要望書提出) 国内空港名※—海外空港名(エアライン名※)
※空港名は●●空港ではなく、●●と記載 例)羽田
※エアライン名が長くなる場合は通称名で問題ございません。
- ・PDFファイル名：提出日_国内空港名—海外空港名(エアライン名)
※提出日は年度(西暦)下4桁、月2桁、日2桁でご記載下さい。(例：230401)
- ・提出にあたっては、補助申請者と地域の関係者をCc等に含めてご提出下さい。

② 紙面による提出

配達されたことが証明(確認)できる方法(郵便の場合にあっては、簡易書留、特定記録等)によって提出してください。

なお、提出の際は、封筒等の表面に[地方空港受入環境整備事業費補助金①(又は②)]と朱書きしてください。

- ※ ① 国際線の新規就航、増便又は運航再開便に係る着陸料補助
- ② 国際線の新規就航、増便又は運航再開便に必要な経費補助

(6) その他

提出された書類等は返却しません。また、書類等の作成、送付等に係る費用は応募者の負担となります。

7. 審査結果の通知等

審査の結果は、国土交通省航空局から交付内定通知書(様式2)にて通知します(内定通知)。

要望内容を変更する必要がある場合には、速やかに6.(3)の提出先に通知するとともに、変更後の要望書を提出して下さい。

なお、全体の要望額が一定額を上回ると見込まれる場合は、次に掲げる事項を考慮し、交付額を決定することとします。

- ・令和5年度に新規就航・増便
- ・東アジア4都市(ソウル、台北、上海、香港)以外の都市に存する主要な空港との間を運航
※「ACI Annual World Airport Traffic Dataset, 2022Edition」における「Passenger International」上位100位までに入る空港
- ・認定区分が上位の空港との間を運航
- ・令和2年4月実施の訪日誘客支援空港のフォローアップにおいて、優れた評価を受けた空港との間を運航

- ・ 必要な関係者で構成される空港グランドハンドリング WG 等を設置し、グランドハンドリングや保安検査の体制強化に取り組んでいる空港との間を運航
- ・ 大型機を使用する路線

※最大離陸重量が200トン以上の航空機

8. 交付決定

内定通知後、補助金交付申請書の提出等、補助金の交付に係る必要な手続きを行うこととなります。補助金交付申請書は、令和5年度の補助対象経費及び補助金交付申請額について見通しが立った段階で、内定された補助金の額の範囲内で提出してください。（最終提出期日：令和6年2月29日）

補助金の交付予定額等については、補助金交付申請書の内容を精査の上、交付決定通知書により正式に決定、通知します。交付決定通知書により通知する補助金交付決定額は、補助金交付申請額より減額となる場合があります。

- ・ 交付要綱で指定する補助金交付申請書等を必ず使用してください。
- ・ 補助金交付申請書の作成に当たっては、消費税及び地方消費税額等仕入控除税額※を原則、減額して記載するものとします。
- ・ 空港グランドハンドリング WG 等を設置し、グランドハンドリングや保安検査の体制強化に取り組んでいる空港は、空港グランドハンドリング WG 等実施時に使用した書類等、実施したことがわかる資料をご提出下さい。
- ・ なお、補助金交付決定額は、補助限度額を明示するものであり補助金支払額を約束するものではありません。また、経費が当初の予定を超えた場合にあっては、当初決定し通知した補助金交付決定額を増額することはできません。

注) 「国際線の新規就航、増便又は運航再開便に必要となる経費補助」の補助金交付申請書における補助対象経費は、要望時の算出基礎項目に沿った内容で申請してください（内定された金額の範囲内であっても、新たな項目を追加することはできません。）。

※ 消費税等仕入控除税額とは

補助事業者が課税事業者（免税事業者及び簡易課税事業者以外）の場合、本事業に係る課税仕入に伴い、消費税及び地方消費税の還付金が発生することになるため、この還付と補助金交付が重複しないよう、課税仕入の際の消費税及び地方消費税相当額について、原則としてあらかじめ補助対象経費から減額しておくこととします。この消費税及び地方消費税相当額を「消費税等仕入控除税額」といいます。

9. 補助金の交付

補助金の交付については、本補助事業の完了後、1か月を経過した日または本補助事業完了年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、交付決定された補助金の額の範囲内で完了実績報告書を提出した後、実施された事業内容の検査と経費内容の確認により交付すべき補助金の額を確定し、精算払いとなります。

- ・補助金の交付までには、完了実績報告書の提出後2か月程度かかります。
 - ・補助金は経理上、交付を受けた事業年度における収益として計上するものであり、法人税等の課税対象となります。
 - ・なお、虚偽の申請が発覚した場合は、採択後であっても補助金の交付を取り消す場合があります。
 - ・完了実績報告書には、完成図書、契約書や請求書等による実際に要した経費が分かる資料等の添付が必要となります。
 - ・その他、資料についてご不明な点がございましたら、資料提出先の各担当者までご連絡ください。
- 注) 「国際線の新規就航、増便又は運航再開便に必要な経費補助」の完了実績報告書における補助対象経費は、交付申請時の算出基礎項目に沿った内容で報告してください(交付決定された金額の範囲内であっても、新たな項目を追加することはできません。)

10. 交付決定後の注意事項

(1) 補助対象事業の計画内容や経費の配分変更等

交付決定を受けた後、本補助事業の経費の内容若しくは配分を変更しようとする場合等には、事前に大臣の承認を受けなければなりません。また、交付の決定に係る申請の取下げをするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、その旨を記載した書面を大臣に提出しなければなりません。

(2) 状況報告

本補助事業期間中において、大臣の要求があった場合には、すみやかに状況報告書を大臣に提出しなければなりません。

(3) 本補助事業に関する書類の管理等

本補助事業に関する書類については、本補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後5年間、管理・保存しなければなりません。

(4) 取得財産の管理等

本補助事業において取得した財産については善良なる管理者の注意をもって取得財産管理台帳を備え、適切に管理してください。取得財産については、本補助事業完了後も一定期間において、その処分等につき大臣の承認を受けなければなりません。なお、承認後に処分等を行い、収入があったときには、補助金の一部を返納してもらうことがあります。

(5) 立入検査

補助金成果検査のため、国土交通省が実地検査に入ることがあります。また、本補助事業終了後、会計検査院等が実地検査に入ることがあります。これらの検査により補助金の返還命令等の指示がなされた場合は、当該指示に従わなければなりません。

1 1. 反社会的勢力との関係が判明した場合

- (1) 補助対象事業者は、反社会的勢力との関係がないことを誓約したものとします。
反社会的勢力とは以下のいずれかに該当する者を言います。
- ① 暴力団 ② 暴力団員 ③ 暴力団準構成員 ④ 暴力団関係企業
 - ⑤ 総会屋等 ⑥ 社会運動等標ぼうゴロ ⑦ 特殊知能暴力集団等
 - ⑧ ①～⑦に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者
- (イ) ①～⑧に掲げる者が自己の事業又は自社の経営を支配していると認められること。
(ロ) ①～⑧に掲げる者が自己の事業又は自社の経営に実質的に関与していると認められること。
(ハ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって①～⑧も掲げる者を利用したと認められること。
- (ニ) ①～⑧に掲げる者に資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められること。
- (ホ) その他①～⑧に掲げる者と役員又は経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること。
- (2) 応募者（代表者及びその役員（業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)) について、反社会的勢力であることが判明した場合、採択を行いません。また、採択後・交付決定後に判明した場合であっても、採択や交付決定を取り消します。
- (3) また、応募者自ら又は第三者を利用して以下に該当する行為をした場合は、(2)と同様の取扱とします。
- ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用い、若しくは威力を用いて国土交通省の信用を棄損し、又は国土交通省の業務を妨害する行為。
 - ⑤ その他①～④に準ずる行為

1 2. その他

(1) 個人情報の管理

本補助事業への応募に係る提出書類等により取得した個人情報については、以下の利用目的以外に利用することはありません。（ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます。）

- ・ 本補助事業における補助対象事業者の審査・選考・事業管理のため。
- ・ 採択後の事務連絡、資料送付等のため。

(2) 政治資金規正法

政治資金規正法第22条の3第1項の規定により、国から一定の補助金等（ただし、試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わない補助金等は寄付制限の例外として除かれています）の交付の決定を受けた会社その他の法人は、当該補助金等の交付の決定の通知を受けた日から一年間、政治活動に関する寄附をすることが出来ないこととされています。

「地方空港受入環境整備事業費補助金（国際線の新規就航、増便又は運航再開便に係る着陸料補助・経費補助）」は、上記の寄附制限の例外（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの）には該当しないおそれがあります。

○政治資金規正法（昭和23年法律第194号）（抄）

（寄附の質的制限）

第二十二條の三 国から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの及び政党助成法（平成六年法律第五号）第三条第一項の規定による政党交付金（同法第二十七条第一項の規定による特定交付金を含む。）を除く。第四項において同じ。）の交付の決定（利子補給金に係る契約の承諾の決定を含む。第四項において同じ。）を受けた会社その他の法人は、当該給付金の交付の決定の通知を受けた日から同日後一年を経過する日（当該給付金の交付の決定の全部の取消しがあつたときは、当該取消しの通知を受けた日）までの間、政治活動に関する寄附をしてはならない。

2～6 （略）